消費者トラスル注意情報~令和7年4月版~

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス*をご紹介します。 あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください! 困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和7年4月10日調査分)

商品・サービス	相談内容の例	助言
電気 (契約に係るトラブルな ど)	電力会社の代理店を名乗る人が 訪問し、「電気料金が安くなる」と言 われ契約した。よく考えると不審な 点があるので、契約を解約したい。	突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、まずは訪問してきた事業者名や連絡先、訪問の目的、契約先の事業者名や契約内容などをしっかりと確認しましょう。名前や年齢などを尋ねてくる事業者もいるので、安易に個人情報を伝えないようにしましょう。クーリング・オフができる場合もありますので、最寄りの消費生活センター等に相談してください。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
固定電話サービス (不審な電話など)	固定電話に大手通信会社を名乗って電話があり、2時間後に電話が使えなくなるとアナウンスが流れた。その後個人情報を伝えてしまった。	大手通信会社が、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスを使って連絡することはありません。 非通知や知らない番号からの電話は、普段から慎重になるとともに、決して個人情報は伝えないようにしてください。自動音声ガイダンスが流れた場合には、最後まで聞かずに電話をすぐ切ることも大切です。 (参考)国民生活センターホームページ
神士・婦人用バッグ(ネット通販のトラブルなど)	ネット通販で75%0FF のバッグ を注文したが、商品が届かない。配 送の問い合わせ番号は架空の番号 で詐欺サイトだった。	ブランド品を大幅な値引きで販売するなどというネット 広告を見て注文したところ、代金を支払ったのに商品が 届かない、又は偽物が届いたという相談が寄せられて います。 ブランド品が大幅な値引きで販売されることは 通常考えにくく、販社の名称やロゴをかたった偽サイトと 思われます。商品を注文する前にはサイトを隅々まで確認するとともに、極端な値引きを鵜呑みにしないようにしましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

- (1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合
- (2)過去の期間((1)以前の 180 日間)における割合

■相談窓□

- ○広島県消費者啓発サイト「よくある相談事例」 ⇒
- ○電話相談: (消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。 広島県消費生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111

(受付時間/月~金曜日 9:00~17:00)

○電子メール相談: 県サイト 電子メール受付⇒



○消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒

■毎年5月は"消費者月間"!

今年度のテーマは、「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ~どのグリーンにする?~」。 私たちは、ものを買ったり、使ったりと、日々、何らかの消費をして生活しています。毎日の暮らしの中で、地球環境のことを、ちょっと考えて、できることからグリーン志向の消費を実践してみませんか。

詳しくは、こちらから⇒令和7年度消費者月間 | 消費者庁



広島県消費者啓発キャラクタ